

北関東防衛局達第2号
改正 平成27年10月1日北関東防衛局達第7号

地方調達物品の監督及び検査等について各幕僚監部から各地方防衛局への依頼業務に関する基本協定に基づく協力に関し、地方調達物品の監督及び検査等に関する各幕僚監部への協力に関する達を次のように定める。

平成25年4月5日

北関東防衛局長 佐竹 基

地方調達物品の監督及び検査等に関する各幕僚監部への協力に関する達
北関東防衛局長が協力に関する事務を委任する職員と範囲は、次のとおりとする。

委任する職員	範囲
装備部長	防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第166条第1項に規定する北関東防衛局の管轄区域に属するもの。 （地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号）（以下、「訓令」という。）第210条に規定する宇都宮防衛事務所の管轄区域に属するものを除く。）
宇都宮防衛事務所長	訓令第210条に規定する宇都宮防衛事務所の管轄区域に属するもの。

附 則

この達は、平成25年4月5日から施行する。

附 則（平成27年10月1日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。